

## 足利市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び建設工事関連業務（以下「建設工事等」という。）について、足利市契約規則（昭和51年足利市規則第23号）第18条に規定する入札参加資格者名簿に登録のある者に対し、参加要件に条件を付して行う一般競争入札を実施する場合において、入札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札を実施するため、その事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする建設工事等)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、原則として予定価格が5,000,000円以上の建設工事等とする。

### (入札の公告)

第3条 対象工事等の入札に関する公告（以下「公告」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 足利市ホームページへの掲載
- (2) 行政経営部契約管財課での掲示

2 公告に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事（委託）名
- (2) 工事（委託）場所
- (3) 工事（委託）の概要
- (4) 入札参加形態
- (5) 入札参加資格要件
- (6) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号。以下「入札参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所
- (7) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）及び入札参加資格確認書類（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及び提出場所
- (8) 入札に関する書類を閲覧させる場所
- (9) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (10) 落札者の決定方法
- (11) 調査基準価格又は最低制限価格に関する事項
- (12) 入札書提出期間及び送付先
- (13) 開札日時及び場所

- (14) 契約書作成の有無
- (15) 支払い条件
- (16) 入札の無効に関する事項
- (17) 電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。）に関する事項（電子入札の場合に限る。）
- (18) 電子契約（市が一方の当事者となる契約であって、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第11条において同じ。）が作成されるものをいう。）に関する事項（電子契約の場合に限る。）
- (19) その他入札に関し必要な事項

（入札参加資格要件）

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、入札参加資格者名簿に登録された者で、足利市契約規則第2条に規定するほか、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 足利市競争入札参加者指名停止要領（平成22年4月1日）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。

- (2) その他対象工事等ごとに定める事項を満たす者であること。

（入札参加資格の決定）

第5条 前条第2号に規定する入札参加資格は、対象工事等ごとに、足利市入札参加者等選考委員会規程（昭和35年足利市府達第15号）で規定する足利市入札参加者等選考委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。

（入札参加手続等）

第6条 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を公告に示す期日までに提出するものとする。

2 入札参加申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。

3 入札参加資格の確認は、開札後に落札者とするための審査の必要がある者について行うものとする。

（入札方法）

第7条 本競争入札の方法は、電子入札又は郵便入札による入札とする。

（再度入札）

第8条 初度の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格

の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、2度を限度に再度又は再々度の入札を行うものとする。

ただし、直前の入札の最低入札価格以上又は最高入札価格以下の入札をしたものは失格とし、次の入札には参加できないものとする。

- 2 再度又は再々度入札を行う場合は、直ちに直前の最低又は最高入札価格、入札書の提出期間、開札日時を指定し、入札参加者に通知するものとする。

(入札結果表の作成)

第9条 入札参加申請書に基づき入札結果表を作成するものとする。

- 2 入札結果表には、対象工事等に係る入札参加申請書を提出したすべての者を記載するものとする。

(開札)

第10条 開札は、当該公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 市長は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札を決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第11条 開札後に入札参加資格要件の審査を行うため、市長は、速やかに落札候補者に確認申請書等（当該確認申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めるものとする。

- 2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日（足利市の休日を定める条例（平成元年足利市条例第4号）第1条に定める市の休日を除く。以下同じ。）以内に提出させなければならない。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期間内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、次順位者に確認申請書等の提出を求めるものとする。

(入札参加資格要件の審査及び落札者の決定)

第12条 市長は、前条の規定により確認申請書等を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合は、その者を落札者と決定し、入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位者に確認申請書等の提出を求めるものとする。

- 2 入札参加資格要件の審査は、確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内に行わなければならない。
- 3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書（別記様式第3号）により、取りまとめるものとする。

(落札者等への通知)

第13条 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者に対して、文書により通知するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場

合は、当該候補者に対して、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適格通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第14条 この要領において書面により行わなければならないこととされている申請及び通知は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成18年9月1日から実施する。
- 2 条件付一般競争入札試行要領（平成6年4月1日実施）及び公募型競争入札試行要領（平成6年8月1日実施）は廃止する。
- 3 平成18年9月1日から平成19年8月31日までの間に入札公告するものに限り、第2条中「10,000,000円」とあるのは「20,000,000円」とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る調査設計委託業務のうち、平成19年9月1日から平成20年3月31日までの間に入札公告するものに限り、第2条中「10,000,000円」とあるのは「20,000,000円」とする。

#### 附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。ただし、第8条の改正規定は、平成22年6月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成22年9月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、第2条中「5,000,000円」とあるのは「20,000,000円」とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、第2条中「5,000,000円」とあるのは「50,000,000円」とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、第2条中「5,000,000円」とあるのは「30,000,000円」とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月1日から実施する。

- 2 当分の間、第2条中「5,000,000円」とあるのは「30,000,000円」とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月6日から実施する。

- 2 当分の間、第2条中「5,000,000円」とあるのは「30,000,000円」とする。